



未来へつなげる

水道料金を改定します



上下水道課 ☎76-6125

水道事業は、皆さんにお支払いいただく水道料金で成り立っています。

水道事業では、将来にわたり安全でおいしい水道水の安定供給を維持するため、施設の点検・整備・古くなった水道管や設備の更新・改修を計画的に行いながら運営しています。

町の水道料金は、直近で平成26年4月に改定し事業運営を行ってきましたが、社会情勢の変化や節水機器の普及などにより料金収入の減少が予測される一方、事業の維持管理費用が増加するなど経営悪化が懸念されています。また耐用年数を超え老朽化が著しく、更新が必要な水道管や施設の増加、

頻発する自然災害へ対応した計画的な施設の耐震化などが必要不可欠となっております。

このような状況の中、令和2年1月14日に上下水道審議会から適正な水道料金について答申を受け、令和4年小山町議会6月定例会で条例改正が可決されました。

今回の料金改定は、健全な事業を維持していくため、将来的に利用者の急激な負担増とならないことに配慮しつつ、料金の引き上げを実施するものです。利用者の皆さんには、ご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

12月1日以降の検針分から新料金を適用します

12/1 料金改定

	令和4年10月	11月	12月	令和5年1月	2月	3月
継続使用	○ 検針日	← 旧料金	○ 検針日 (旧料金)	→ 新料金	● 検針日 (新料金)	● 検針日 (新料金)
新規使用			→ 新料金	● 検針日 (新料金)	● 検針日 (新料金)	● 検針日 (新料金)

※経過措置として、令和4年11月30日以前から継続して使用している人は、最初の検針分について旧料金となります。

水道料金改定後の比較（2カ月当たり・税込み）

メーターの口径	基本水量	改定前		改定後	
		基本料金	超過料金 1㎡当たり	基本料金	超過料金 1㎡当たり
13mm	26㎡	1,000円	90円	1,100円	121円
20mm	30㎡	1,600円		1,760円	
25mm	36㎡	2,000円		2,486円	
30mm	140㎡	7,800円		15,070円	
40mm	200㎡	12,200円		22,330円	
50mm	280㎡	16,600円		32,010円	
75mm以上	340㎡	19,800円		39,270円	

水道料金は
このように変わります

メーター器の口径別に料金が次のようになります。なお、基本水量の変更はありません。

平均的な一般家庭の値上げ額（例）

料金算定式 水道料金 = {(基本料金) + (使用水量 - 基本水量) × 超過料金} (消費税を含む)
※一般家庭の平均使用料42㎡で算出 (消費税を含む・2カ月分)

(パターンA)

《水道メーター口径13mm、使用水量42㎡の場合》

【現行】2,440円 ⇒ 【改定後】3,036円
(値上額596円)

算定式 1,100円 + (42㎡ - 26㎡) × 121円 = 3,036円

※メーター口径、使用水量により料金は異なります

(パターンB)

《水道メーター口径20mm、使用水量42㎡の場合》

【現行】2,680円 ⇒ 【改定後】3,212円
(値上額532円)

算定式 1,760円 + (42㎡ - 30㎡) × 121円 = 3,212円



全国比較

改定前		
順位	事業者	金額
1	E市(兵庫県)	374円
2	小山町	384円
3	F市(静岡県)	460円
4	G市(東京都)	528円
5	H村(山梨県)	550円
静岡県平均		1,130円
全国平均		1,597円
最高額		3,550円

改定後		
順位	事業者	金額
1	E市(兵庫県)	374円
2	小山町	423円
3	F市(静岡県)	460円
4	G市(東京都)	528円
5	H村(山梨県)	550円

※金額は消費税込み

類似規模団体(給水人口1.5~3万人)

改定前		
順位	事業者	金額
1	小山町	384円
2	A町(山梨県)	570円
3	B町(岐阜県)	634円
4	C町(岐阜県)	713円
5	D市(広島県)	720円
全国平均		1,663円
最高額		3,410円

改定後		
順位	事業者	金額
1	小山町	423円
2	A町(山梨県)	570円
3	B町(岐阜県)	694円
4	C町(岐阜県)	713円
5	D市(広島県)	720円

※金額は消費税込み

町の水道料金は全国的にも安いことでは知られていますが、今回の料金改定後でも、まだ十分安い水道料金を維持しています。

類似団体・全国の水道料金との比較

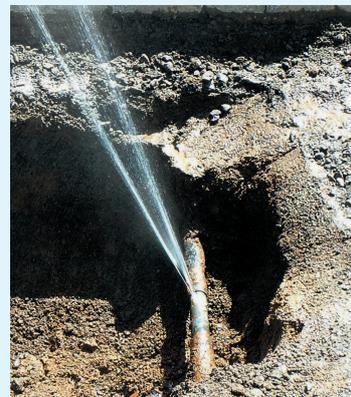
※メーター口径13mm、使用水量10㎡で比較(基本水量が10㎡を超える事業者は10㎡に換算)
※令和3年4月1日現在 公益社団法人日本水道協会「水道料金表」から作成



▲古くなった水道本管



▲水道本管の撤去工事



▲水道管からの漏水



▲さび付いた管の内部

古くなった水道施設の現状

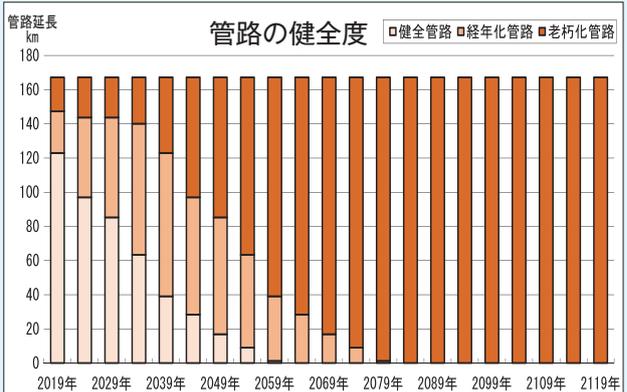
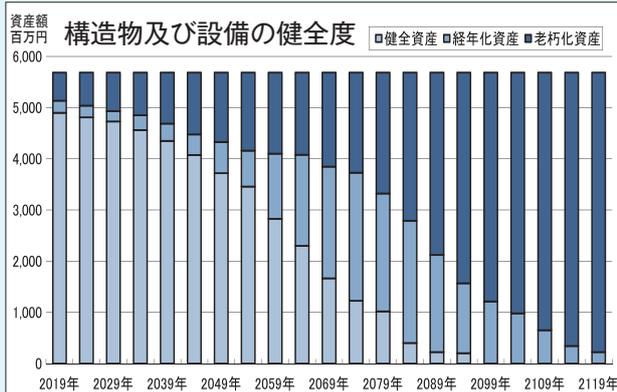


▲配水池コンクリートの損傷

水道施設の大半は高度成長期に整備されています。このため、配水管や配水池などの施設の老朽化が進み管路の破損による漏水や配水池のコンクリートの損傷などが増加しています。構造物や設備は、緩やかに経年変化をしていますが、管路はやや早いペースで経年化、老朽化が進むと予測されます。



▲老朽化した配水場施設



水道施設の整備

古くなった水道施設を整備し、将来にわたり維持していくため、上水道第7期拡張計画や老朽管更新計画を策定し、配水場の改築、老朽管の布設替え、ポンプなどの電気設備の定期更新といった、さまざまな工事を計画的に実施して、安全でおいしい水道水の提供に努めています。



▲非常用発電機交換



▲水道本管の取り換え



進捗中の工事の様子



▲着工前の航空写真



配水場の更新



完成した配水池

上下水道課に質問！

Q 水道事業の仕組みは？

A 事業に要する経費（施設の建設や維持管理に必要な費用）を皆さんからお支払いいただく水道料金をもって充てる「独立採算制」を基本とし、地方自治体が公営企業として経営しています。

Q 値上げをしないというのでいいですか？

A 施設を整備する費用が確保でき

ず、水道施設や水道管を新しくしたり、耐震化したりすることなどができなくなります。

今回の料金改定を先送りすると、将来の値上げ幅をより大きくしてしまうため、令和4年12月1日から料金の改定を実施することになりました。

Q 施設や水道管の更新をしないとどうなるのですか？

A 施設や水道管の更新をしない状況が続けば、漏水による断水がたびたび発生するなど、皆さんに安定して水道水をお届けできなくなる可能性があります。

Q 赤字分は税金で補てんし、水道料金を低く抑えることはできないのですか？

A 水道事業の経営に必要な経費は、皆さんからいただく水道料金でまかなうという「独立採算制」を基本として運営しています。税金で補てんとすると、町水道を利用していない町民の皆さんにも負担していただくことになり、受益者負担の原則から不平等となるため、税金により料金を低く抑えることは妥当ではありません。

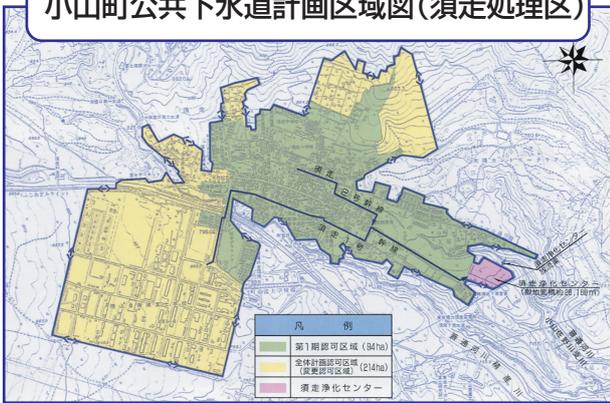


令和4年12月から



下水道使用料も改定になります

小山町公共下水道計画区域図(須走処理区)



下水道事業は、生活環境の改善、水域の水質保全に加え健全な水循環を保つことを目的に須走地区を事業区域として運営をしています。水道事業と同様に管渠や施設の老朽化への対策として、施設の補修及び更新などの対応が必要となっており、維持管理費用の増加による経営の悪化が懸念されます。

今後も健全な事業を維持していくため、使用料の引き上げを実施します。利用者の中には、ご負担をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

下水道使用料改定後の比較 (2カ月当たり・税込み)

改定前			改定後		
基本使用料	従量使用料 (1m ³ につき)		基本使用料	従量使用料 (1m ³ につき)	
20m ³ まで 2,200円	20m ³ を超え、60m ³ まで	110円	20m ³ まで 2,420円	20m ³ を超え、60m ³ まで	121円
	60m ³ を超え、100m ³ まで	130円		60m ³ を超え、100m ³ まで	143円
	100m ³ を超え、200m ³ まで	140円		100m ³ を超え、200m ³ まで	154円
	200m ³ を超えるもの	160円		200m ³ を超えるもの	176円

※新料金の適用時期は令和4年12月1日になります (水道料金と同じ)

下水道使用料は
このように変わります

使用料が次のようになります。
なお基本水量の変更はありません。

平均的な一般家庭の値上げ額 (例)

一律10%値上げ

料金算定式 下水道使用料 = {(基本使用料) + (使用量 - 基本使用量) × 従量使用料} (消費税を含む)
※使用量に応じた従量使用料を乗じて算定

使用量に応じた使用料の算定例

使用量 (従量)	基本使用料	従量使用料 (1m ³ 当たり)	算定例		
			215m ³ 使用の場合		
	①	②	使用量 (m ³) ③	下水道使用料	摘要
20m ³ まで	2,420円		20	2,420円	←①
60m ³ まで		121円	40	4,840円	←②×③
100m ³ まで		143円	40	5,720円	〃
200m ³ まで		154円	100	15,400円	〃
200m ³ 超		176円	15	2,640円	〃
合計			215	31,020円	←支払額

《一般家庭の平均使用量32m³のとき》

【現行】3,520円 ⇒ 【改定後】3,872円 (値上額352円)

※消費税を含む・2カ月分
※使用水量により使用料は異なります